

# 報道資料

令和2年8月21日  
総務部法務文書課  
県政情報公開係 橋本、田中  
直通 0742-27-8348  
庁内内線 2341、2349

## 奈良県情報公開審査会の第237号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第195号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和2年8月20日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：奈良県警察本部長（交通指導課）
- ◎ 対象行政文書：ア 交通違反否認事件に関する調書のうち、点数切符に関するもの  
イ 交通違反否認事件に関する調書のうち、交通切符及び交通反則切符に関するもの
- ◎ 諮問に係る処分と理由
  - 決定：不開示決定
  - 不開示理由：ア 本件請求に係る行政文書は著しく大量であり、請求に応じることによる通常業務への影響は多大であることから、参考となる情報を示し、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても補正されなかったため。  
イ 条例第36条第1号に該当  
刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する訴訟に関する書類であり、奈良県情報公開条例の適用除外文書であるため。

※審査請求の対象は、上記不開示理由のうちアのみ。

◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。

◎ 判断理由：

本件決定の妥当性について

実施機関は、「交通違反否認事件に関する調書のうち、点数切符に関するもの」に対応する行政文書について、交通違反否認事件に関する点数切符のうち、報告票に添付されている申述書（以下「本件対象文書」という。）と解したうえで、本件対象文書が著しく大量である旨の理由を付して、条例第6条第2項の規定に基づき本件補正通知を行ったが、審査請求人が補正に応じなかったため、条例第11条第2項に基づき全部不開示決定を行った旨主張しているの、以下検討する。

条例第6条第2項は、実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認められるときは、開示請求をした者に補正を求めることができる旨規定しており、同項の規定により、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても、開示請求書の不備が補正されない場合には、当該開示請求に対して条例第11条第2項に基づき不開示決定を行うことになると解されている。

この点について、諮問実施機関は、対象所属、対象年、違反種別を特定するよう補正事項を示し、補正の参考となる情報として対象所属の名称、保存されている文書の年度、座席ベルト装着義務違反等の具体的な違反種別を例示したうえで、11日間の補正期間を定めて本件補正通知を行った旨説明している。

そうすると、本件開示請求の内容に形式上の不備があったか否かが問題となる。

この点、諮問実施機関は、実施機関では、点数切符は違反事実の認否による区別なく保存されていることから、本件対象文書を検索するためには、本件開示請求時点で実施機関に保存されていた平成20年度から平成24年度までの5年間の点数切符約19万件に添付されている報告票を1件ずつ点検する必要がある旨説明している。そして、実施機関が、本件審査請求後に、2所属において、1か月分ないし2か月分の点数切符から本件対象文書を実際に探索し、時間を計測したうえで、本件開示請求の全てに対応するための所要時間を推計したところ、職員2人が通常業務と併行して検索作業、開示不開示の検討及びマスキング作業に従事した場合、合計3年1か月が必要となることから、当該作業を行うことにより、実施機関が行う通常業務に著しい支障を来す旨主張している。

条例第4条では、行政文書の開示請求をする者は、この条例の目的に則し、適正な請求をすることが求められているところであるが、当該規定の趣旨は、県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有する諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするものであるとともに、開示請求をする者には、条例が実現しようとする目的を踏まえた適正な利用が期待されるものであり、社会通念上は認められる範囲内の開示請求が行

われることが前提とされているものと解するのが相当である。

そして、実施機関が本件対象文書を特定したうえで開示決定等を行うための人員及び期間を踏まえると、本件開示請求に対応することによって、実施機関の通常業務に支障を来すと認められる。

したがって、このような開示請求は、一般に、社会通念上是認できる開示請求の範囲を超えるものであって、実質的に行政文書が特定されていないものと考えるのが相当であることから、本件開示請求の内容には形式的不備があると認められる。

また、当審査会において、本件補正通知を見分したところ、補正の参考となる情報が詳細に記載されており、補正期間も十分設けられていることから、本件補正通知の内容が妥当性を欠くものであるとは認められない。

以上のことから、本件開示請求に係る行政文書が著しく大量であり、請求に応じることによる通常業務への影響は多大であることから、参考となる情報を示し、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても補正されなかったため不開示とした実施機関の決定は是認できると判断する。

## 2 事案の経緯

① 開示請求	平成25年	1月30日		
② 決定	平成25年	2月22日	付けで不開示決定	
③ 審査請求	平成25年	3月2日		
④ 諮問	平成25年	3月14日		
⑤ 経過	令和2年	3月25日	第240回審査会	審議
	令和2年	5月29日	第241回審査会	審議
	令和2年	6月24日	第242回審査会	審議
	令和2年	7月29日	第243回審査会	審議